

## 西東京市告示第13号

### 市道の区域決定及び供用開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、次のように市道の区域の決定及び供用の開始をしたので告示し、その関係図面を一般の縦覧に供する。

令和8年1月30日

西東京市長 池澤隆史

- 1 路線名並びに区域決定及び供用開始の区間  
別紙のとおり
- 2 区域決定及び供用開始の概要  
別図のとおり
- 3 区域決定及び供用開始の期日  
令和8年1月30日
- 4 関係図面を縦覧する場所並びに期間及び時間
  - (1) 場所 西東京市役所保谷東分庁舎1階 都市基盤部道路課
  - (2) 期間 令和8年1月30日から起算して2週間。ただし、西東京市の休日定める条例（平成13年西東京市条例第3号）に定める休日を除く。
  - (3) 時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

## 別紙

## 区域決定及び供用開始調書

No.	路線名	区域決定の区間	敷地の幅員及び延長		供用開始の区間
			幅員 (m)	延長 (m)	
1	市道 1797 号線	起点 下保谷三丁目862番2地先	5.00	95.19	起点 下保谷三丁目862番2地先
		終点 下保谷三丁目860番23地先			終点 下保谷三丁目860番23地先
2	市道 1798 号線	起点 谷戸町三丁目2875番15地先	5.00	21.23	起点 谷戸町三丁目2875番15地先
		終点 谷戸町三丁目2875番11地先			終点 谷戸町三丁目2875番11地先
3	市道 2275 号線	起点 芝久保町四丁目2134番22地先	6.00	14.60	起点 芝久保町四丁目2134番22地先
		終点 芝久保町四丁目2134番23地先			終点 芝久保町四丁目2134番23地先
4	市道 2488 号線	起点 芝久保町四丁目2134番17地先	5.00~6.00	103.69	起点 芝久保町四丁目2134番17地先
		終点 芝久保町四丁目2134番2地先			終点 芝久保町四丁目2134番2地先
5	市道 2785 号線	起点 芝久保町三丁目2003番9地先	6.00	68.11	起点 芝久保町三丁目2003番9地先
		終点 芝久保町三丁目2003番8地先			終点 芝久保町三丁目2003番8地先
6	市道 2786 号線	起点 芝久保町四丁目2134番11地先	5.00	27.28	起点 芝久保町四丁目2134番11地先
		終点 芝久保町四丁目2134番28地先			終点 芝久保町四丁目2134番28地先
7	市道 2787 号線	起点 芝久保町四丁目2134番17地先	5.00	28.48	起点 芝久保町四丁目2134番17地先
		終点 芝久保町四丁目2134番29地先			終点 芝久保町四丁目2134番29地先

案内図（区域決定及び供用開始）

